令和５年４月３日現在

商　品　名	おおかわ信金住宅ローン（九州総合信用住宅ローン）

ご利用いただけるお客様	・お借入時の年齢が満 20 歳以上満 70 歳以下で、最終返済時の年齢が満 80 歳未満の個人。 ・当金庫の会員もしくは、会員の資格を有する方。 ・勤続営業年数。　●会社員・公務員…1年以上。　●自営業…3 年以上。 ・前年年収が 150 万円以上、かつ安定継続していること。 ・団体信用生命保険に加入できる方。 ・返済比率 前年年収 150 万円以上 200 万円未満……20%以内。 前年年収 200 万円以上 300 万円未満……25%以内。 前年年収 300 万円以上 400 万円未満……30%以内。 前年年収 400 万円以上 500 万円未満……35%以内。 前年年収 500 万円以上 ……40%以内。 ・九州総合信用（株）の保証が得られる方。
お使いみち	本人またはご家族がお住まいになる。 ●一戸建（新築・中古）購入。　●マンション（新築・中古）購入。 ●一戸建の新築。　●増改築・リフォーム。　●他金融機関の住宅ローンのお借換。 ●土地のみ購入。（隣地・底地・家族のための購入。）
ご融資限度額	・100 万円以上 10,000 万円以内。（1 万円単位。） ※　原則、年収の 5 倍以内のお取扱となります。 ※　土地取得資金のみの場合は、1,500 万円以内でのお取扱となります。
ご利用期間	新築物件・・・・・・・・・・・35 年以内。 中古物件・・・・・・・・・・・（35 年）－（築後年数）以内。
ご融資利率	別途、当金庫の定める所定の利率を適用させていただきます。なお、ご融資利率については、窓口にお問い合わせ下さい。 【ご融資金利種類について】 ①定期預金連動型　②5・10 年固定金利選択型　からお選びいただけます。 ※ 5・10 年固定金利選択型：固定金利選択型について借入当初の金利が適用されるのは固定金利期間(5・10 年)に限ります。固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はできません。固定金利期間経過時点で再度その時点での固定金利を選択することもできますが、この金利は借入当初の金利とは異なる可能性があります。また、再度固定金利をご選択された場合には、当金庫所定の手数料が必要となります。 ※定期預金連動型・変動金利型：借入後の利率は基準利率の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入後の利率の変更回数は年 1 回で、新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。 【ご留意事項】 ●毎月のご返済が約定日より遅延された場合、遅延された約定返済元金に対して、延滞損害金がかかります。

<table>
<tr><td>保証料</td><td>ご融資時に一括して保証会社に保証料をお支払いいただきます。
※ご融資金額 100 万円・元利均等返済の場合の期間別保証料
<table><tr><td>融資期間</td><td>10 年</td><td>20 年</td><td>30 年</td></tr><tr><td>保証料</td><td>6,227～15,907 円</td><td>11,298～28,865 円</td><td>15,160～38,736 円</td></tr></table>※保証料は、ご融資金額・ご融資期間とあわせて、保証会社の審査により異なります。</td></tr>
<tr><td>ご返済方法</td><td>・毎月元金均等または元利均等割賦返済。（ご融資金額の 50%以内で半年毎の増額返済併用もできます。）</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>・保証会社の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
但し、①担保提供　②年収合算　される方は、連帯保証人もしくは連帯債務者となっていただきます。</td></tr>
<tr><td>担　保</td><td>・原則、ご融資対象物件に保証会社が第 1 順位の抵当権を設定します。
※抵当権設定に関する費用は、お客様負担となります。</td></tr>
<tr><td>保　険</td><td>【団体信用保険】
・当金庫指定の団体信用保険にご加入いただきます。※保険料は当金庫が負担します。
【火災保険】
・担保の建物には長期火災保険を付保していただき、その保険に質権を設定させていただきます。保険料は、お客様負担となります。
【ローン返済支援保険】
・ご加入を希望されるお客様は、当金庫窓口にてお申込みいただけます。保険料は、お客様負担となります。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置・
紛争解決措置</td><td>苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務課（9 時～17 時、電話：0944-86-5136）にお申出ください。また、当金庫のほかに、（一社）全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）
紛争解決措置　天神弁護士ｾﾝﾀｰ（電話：092-741-3208）、北九州法律ｾﾝﾀｰ（電話：093-561-0360）久留米ｾﾝﾀｰ（電話：0942-30-0144）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法務課または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>・お取扱は当金庫本支店のいずれか一店舗でのご利用となります。
・ご利用期間内に、約定返済とは別に、一部または全額返済された場合は、当金庫所定の手数料が必要となります。窓口にお問い合わせ下さい。</td></tr>
</table>

※　当金庫および保証会社の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。
※　返済額試算をご希望の場合、店頭窓口でお問い合わせ下さい。
※　金融情勢等に変更があった場合は、適用金利が変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

おおがわ信用金庫